

○ 麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文
 麻薬及び向精神薬取締法施行令（昭和二十八年政令第五十七号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（向精神薬取扱責任者の資格） 第六条 法第五十条の二十第三項の政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。第十条第三号において同じ。）、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校において薬学又は化学に関する専門の課程を修了した者</p> <p>二・三 （略）</p> <p>（麻薬取締官の資格） 第十条 次の各号のいずれかに該当する者でなければ、麻薬取締官となることができない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 学校教育法に基づく大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者であつて、通算して一年以上麻薬取締りに関する事務に従事したもの</p> <p>（削る）</p>	<p>（向精神薬取扱責任者の資格） 第六条 法第五十条の二十第三項の政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。）、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学（以下「旧制大学」という。）、又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校（以下「旧専門学校」という。）において薬学又は化学に関する専門の課程を修了した者</p> <p>二・三 （略）</p> <p>（麻薬取締官の資格） 第十条 次の各号のいずれかに該当する者でなければ、麻薬取締官となることができない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 学校教育法に基づく大学又は旧制大学において、法律又は薬事に関する科目を修めて卒業し、学士の学位（同法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位（同法に基づく専門職大学を卒業した者に対して授与されるものに限る。）を含む。）又は旧大学令による学士の称号を有する者</p> <p>四 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校におい</p>

て、法律又は薬事に関する科目を修めて卒業した後（同法に基づき専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、通算して一年以上麻薬取締りに関する事務に従事した者